

JNLA 試験証明書の電磁的方法による発行について

本文発行日:2024年1月31日

別紙発行日:2024年2月29日

NITE 認定センター(IAJapan)

1. 背景

JNLA 試験証明書は、当該証明書の発行承認者が書面(以下、「印刷物」という。)に記名押印又は署名し、依頼者に発行することが求められていましたが、[産業標準化法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則](#)(以下「規則」という。)の施行により、令和2年4月1日から電磁的記録(以下「データ」という。)に電子署名を行うことよって、JNLA 試験事業者が電磁的方法(以下「電子メール等」という。)で JNLA 試験証明書を発行することが可能となりました。

電子メール等で JNLA 試験証明書を発行する場合、原本はデータとして存在するため、情報セキュリティを考慮して運用する必要があります。

2. 用語

(1) 電子証明書

認証局が審査して発行する電子的な身分証明書。「電子署名を検証する際のデータの復号化に必要な電子的な検証鍵(公開鍵)」と対応する「電子署名する際のデータの暗号化に必要な電子的な署名鍵(秘密鍵)」を結びつけ、その持ち主を証明するもの。

(2) タイムスタンプ

データがある時刻に確実に存在していたことを証明する電子的な時刻証明書。

(3) 認証局

電子証明書及び/又はタイムスタンプを発行する信頼された機関。

(4) 電子署名

署名鍵、電子証明書及びタイムスタンプを使ってデータに電子的な署名と存在証明を行なうこと。これによりデータの作成者を特定し、改ざんがされていないことを証明する。

(5) サービス提供事業者

電子メール等で発行する JNLA 試験証明書に対して、電子署名サービスを提供する事業者。

(6) ETSI TS

欧州電気通信標準化機構(ETSI)が定める、電子証明書やタイムスタンプを発行するための認証局の基準。

(7) WebTrust for CA

米国公認会計士協会(AICPA)とカナダ勅許会計士協会(CICA)が定める、電子証明書やタイムスタンプを発行するための認証局の基準。

3. JNLA 試験証明書を電子メール等により発行する場合の要件

JNLA 試験事業者が電子メール等により JNLA 試験証明書を発行するためには、次の要件を満たす必要があります。また、JNLA 試験事業者において、要件を満たすために必要な程度まで手順が文書化され、遵守されている必要があります。

3.1 作成において氏名等を明らかにする処置(規則第五条の二)

JNLA 試験証明書をデータで発行する場合は、原則として、下に記載の(電子署名の方法)により電子署名を行なってください。また、電子署名に当って、下に記載の(電子証明書)及び(タイムスタンプ)を用いてください。IAJapan が利用可能であることを確認している電子署名サービスは別紙のとおりです。

(電子署名の方法)

電子署名は、1)、2)のいずれの方法により行なってください。いずれの方法であっても、[産業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令第4条第2項](#)に基づく JNLA 試験証明書の署名者(JNLA 試験事業者の要員のうち、権限付与された者を含む)のみが、電子署名を行える管理体制を構築してください。

管理の対象には、JNLA 試験証明書の発行手順、要員の権限、電子署名に必要な設備及びサービス(アクセス権限含む)、電子署名に必要な要素(ID 及びパスワード、物理トークンなど)等が含まれます。

また、なりすまし等のリスクを軽減するため、例えば 2 要素認証(ID 及びパスワードによる認証に加えて、トークンによるワンタイムパスワード認証や生体認証などを用いること)を確保することが推奨されます。

1) 当事者型電子署名

JNLA 試験証明書の署名者が、「自身の署名鍵とその電子証明書」及び「タイムスタンプ」を用いて暗号化等を行なう方法。

2) 当事者指示による事業者型(立会人型)電子署名

JNLA 試験証明書の署名者が、サービス提供事業者に指示(サービス利用)することによって、サービス提供事業者の意志が介在することなく、「サービス提供事業者の署名鍵とその電子証明書」及び「タイムスタンプ」を用いて暗号化等を行う方法。

(電子証明書:総務省 e-シール指針で示された e-シールを除く)

- ・[商業登記に基づく電子証明書](#)
- ・[電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律](#)第3条第1項に規定する電子証明書
- ・[電子署名及び認証業務に関する法律](#)第2条第3項に規定する特定認証業務を行なう事業者([同法第4条に基づく認定を受けた特定認証認証業務を行なう事業者](#)(認定認証事業者)含む)が発行する電子証明書

- ・ETSI TS や WebTrust for CA の基準に適合した認証局が発行する電子証明書
- ・これらに準ずる電子証明書

(タイムスタンプ)

- ・[総務大臣による時刻認証業務認定制度](#) (令和三年総務省告示第百四十六号)に基づくタイムスタンプ
- ・ETSI TS や WebTrust for CA の基準に適合した認証局が発行するタイムスタンプ
- ・これらに準ずるタイムスタンプ

3.2 データによる作成(規則第六条)

3. 1 の処置を行なうための JNLA 試験証明書のデータの作成は、JNLA 試験事業者が管理するパソコン等(外部委託契約で保守管理されているサーバー内等含む)の内で、JNLA 試験事業者の要員が行なってください。

3.3 データによる交付等(規則第九条、第十条)

(依頼者による承諾)

- 1) JNLA 試験証明書のデータによる交付を行なう場合は、依頼者に対して、あらかじめ交付の方法及び内容を示し、印刷物又は電子メール等による承諾を得てください。

(交付の方法等)

- 2) JNLA 試験証明書のデータによる交付は、次に掲げる方法によります。いずれの方法であっても依頼者が、一般的に普及している設備を用いて、保存、閲覧、印刷を行えるようにしてください。
 - 一 JNLA 試験事業者が、電子メール等を用いて、依頼者に JNLA 試験証明書を送付する方法
 - 二 JNLA 試験事業者が、自身の管理する電子情報システム(WEB ページ等)に JNLA 試験証明書をアップロードし、依頼者が当該 JNLA 試験証明書を閲覧及びダウンロードできるようにする方法
 - 三 JNLA 試験事業者が、電磁的記録媒体(CD 等)に JNLA 試験証明書を保存し、依頼者に当該 CD 等を受け渡す方法

[参考]

- ・[契約における押印の見直し](#)(経済産業省)
- ・[e シールに係る指針](#)(総務省)
- ・[トラストを確保した DX 推進サブワーキンググループ報告書](#)(デジタル庁)

以上

JNLA 試験証明書に利用可能な電子署名サービス

下表は、掲載日時点の情報です。これらの電子署名サービスを推奨するものではなく、掲載されていない電子署名サービスであっても、本文3.1に適合する電子署名サービスであれば利用可能です。

電子署名サービスによって、本人確認の方法やなりすまし等の防御レベルなどは様々です。電子署名サービスを利用される場合は、各 JNLA 試験事業者において、試験依頼者との間で必要とされる防御レベルなどを勘案し、適切なサービスを選択してください。

サービス名	サービス提供事業者	電子証明書・タイムスタンプ	掲載日
e-計量	一般社団法人日本 EDD 認証推進協議会	一般社団法人日本 EDD 認証推進協議会(第 LR0008 号) 三菱電機インフォメーションネットワーク株式会社(SD0010(2))	2023/2/3
EU Advanced	ドキュサイン・ジャパン株式会社	DocuSign Cloud Signing CA-SI1(ドキュサイン・ジャパン株式会社)	2023/2/3
タイムスタンプソリューションアプライアンス BOX「 APX-TSFI/5P 」 及び オプションソフトウェア	株式会社アイ・オー・データ機器	各社電子証明書を使用して電子署名可能	2023/2/3
iTrust リモート署名サービス	サイバートラスト株式会社	iTrust 電子署名用証明書 認定タイムスタンプ(U00025-001)	2024/1/31
SEIKO TRUST eviDaemon(エビデモン)クラウドサービス	セイコーソリューションズ株式会社	GMO グローバルサイン株式会社(文書署名用証明書(AATL 用証明書)) セイコータイムスタンプサービス(総務大臣による認定時刻認証業務)	2024/2/29
COMPACT IN(コンパクトイン)	セイコーソリューションズ株式会社	GMO グローバルサイン株式会社(文書署名用証明書(AATL 用証明書)) セイコータイムスタンプサービス(総務大臣による認定時刻認証業務)	2024/2/29

※サービス名等の掲載をご希望の場合は、本文3.1への適合性をご確認のうえ、IAJapan JNLA 担当(jnla@nite.go.jp)にご連絡ください。

以上